

第4章 目標達成に向けた基本施策

1 ごみを減らす仕組みづくりの推進

3Rの優先順位に基づき、発生抑制（Reduce）、再使用（Reuse）、再生利用（Recycle）に向けた取り組みを推進していきます。

そのためには、ごみを排出する市民一人ひとりの日常生活や商品・サービスを提供する事業者の取り組みが重要であることから、市民・事業者・市が情報・目的を共有して一体となり、自発的に取り組めるような体制づくりを推進していきます。

■基本施策1 情報の共有化

- 個別施策1 情報提供の拡充
- 個別施策2 処理・処分体制の公開
- 個別施策3 出前講座の拡充

■基本施策2 市民・事業者・市の協働した体制づくり

- 個別施策1 クリーンにいがた推進員制度の創設
- 個別施策2 事業者の取り組みの促進
- 個別施策3 三者協働による推進体制の整備

■基本施策3 意識啓発・環境教育の推進

- 個別施策1 意識啓発の拡充
- 個別施策2 環境教育の充実

■基本施策4 協働による3R運動の推進

- 個別施策1 マイバッグ運動などの推進
- 個別施策2 リサイクルプラザ事業の推進
- 個別施策3 生ごみリサイクルの推進

1 情報の共有化

(1) 情報提供の拡充

市報、ホームページや情報誌などを活用し、ごみの3R運動や処理に関する情報を積極的に提供します。

また、ごみ処理に関する年次報告書を作成し、処理コストや計画の進捗状況などについて、広く共有化を図ります。

●現在の市における主な取り組み

- ・市報によるお知らせ
- ・市ホームページの掲載
- ・各種情報誌（エコプラザ通信、3R通信、集団回収だより） など

(2) 処理・処分体制の公開

市施設における施設見学の拡充を図るとともに、市が処理委託している民間施設の見学についても受け入れるよう調整を行います。

(3) 出前講座の拡充

「さわやかトーク宅配便」制度を活用し、職員が地域に直接出向き、情報提供や要望の把握に努めます。

2 市民・事業者・市の協働した体制づくり

(1) クリーンにいがた推進員制度の創設

自治会ごとにクリーンにいがた推進員を選任し、地域と一体となったごみの3R運動を展開します。

(2) 事業者の取り組みの促進

ごみ3R運動に向けたガイドラインを作成するとともに、優良事業所の表彰制度などを創設し、事業者による店頭回収や簡易包装など、ごみを出さない商品やサービスの提供を促進します。

また、拡大生産者責任に基づく取り組みの強化を要請していきます。

(3) 三者協働による推進体制の整備

市民・事業者・市が一体となって3R運動を展開できるような推進体制の整備に努めます。

また、NPOなどの市民団体やボランティア団体などとも連携しながら取り組みます。

3 意識啓発・環境教育の推進

(1) 意識啓発の拡充

ごみに対する理解と関心を深め、主体的に3R運動に取り組んでいただくため、地域コミュニティ協議会やクリーンにいがた推進員と連携しながら環境問題に関するイベントを開催するなど、幅広い年齢層に向けた意識啓発を展開します。

●現在の市における主な取り組み

- ・環境フェアの開催
- ・清掃ポスターの募集
- ・各地区の環境美化運動
- ・環境美化奉仕活動表彰 など

(2) 環境教育の充実

小・中学校への副読本の配布や施設見学を継続して行います。

また、環境の大切さを「知識」から「参加・行動規範」に高めるため、幼児から高校・大学までの各年代における環境教育を一層充実させるとともに、より幅広い年齢層の市民が、身近なところで環境学習の機会を得られるような取り組みを進めます。

4 協働による3R運動の推進

(1) マイバッグ運動などの推進

ごみを出さない商品提供に積極的な店舗の認定などを行うとともに、ごみの3R運動についての啓発を強化し、マイバッグ運動や簡易包装など、環境にやさしい買い物運動を推進します。

また、リターナブル容器の使用など、ごみの発生抑制・再使用に有効な手法の普及・促進を図ります。

■現在の市における主な取り組み

- ・市ごみ減量化・資源化協力店の認定を通じた簡易包装などの推進

（2）リサイクルプラザ事業の推進

リサイクル提供事業，リサイクル情報登録バンク，リサイクル体験講座，啓発ビデオや図書の貸し出しなど多くの市民が利用できるような啓発活動を推進します。

■現在の市における主な取り組み

- ・リサイクル提供事業
- ・リサイクル情報登録バンク
- ・リサイクル体験講座・講習会の開催
- ・リサイクルフェスティバルの開催
- ・図書・ビデオの貸出 など

（3）生ごみリサイクルの推進

コンポスト・EMボカシ容器，電動生ごみ処理機の普及拡大に努めるとともに，新たな生ごみリサイクルの手法についても調査・検討を行います。

また，舞平清掃センターにおける学校給食などの生ごみコンポスト事業も引き続き行っていきます。

2 家庭系ごみの分別拡充と有料化の推進

資源となるごみについては、可能な限り資源化を図り、最終的に焼却及び埋立処分されるごみを極力削減するため、平成20年度中に分別区分を「10種13分別」に統一し、高品質なリサイクルを推進します。

また、家庭系ごみの有料化は、ごみの減量・リサイクルのために有効な手段であるとともに、ごみ量に応じた費用負担の公平化が図られることから、分別変更と同時に、有料化を実施します。

■基本施策1 「10種13分別」による資源化の推進

■基本施策2 資源物の多様な排出機会の確保

■基本施策3 家庭系ごみ有料化の実施

■基本施策4 制度定着に向けた取り組みの推進

1 「10種13分別」による資源化の推進

地区ごとに異なる分別区分を統一し、リサイクルを推進するため、平成20年度中に表11に示す「10種13分別」を実施します。

ただし、巻広域については、これまでの経緯から3年間の特例期間を設け、表11に示す「8種11分別」を実施し、その中で資源化の向上を図ります。

なお、特例期間中であっても、分別の全市統一に向けた検討を続けていきます。

表11 将来の家庭系ごみの収集区分

区分		統一区分	品目例	巻広域特例区分
分別数		10種13分別		8種11分別
ごみ	可燃ごみ	燃やすごみ 週3回	生ごみ、紙くず、ゴム製品、 皮革製品、衣類、資源化対象外プラなど	普通ごみ 週3回
	不燃ごみ	燃やさないごみ 月1回	ガラス、せともの、金属くず、 傘、小型家電製品など	粗大ごみ 随時・申込制戸別
	粗大ごみ	粗大ごみ 随時・申込制戸別	家具、寝具類など	ペットボトル 月2回
資源物	プラスチック類	プラスチック製容器包装 週1回	食品用トレイ・カップ、ビニール袋、 レジ袋、ボトルのふたなど	ペットボトル 月2回
		ペットボトル 月2回	飲料用・食品用のペットボトル	飲食用びん 月2回
	びん・缶類	飲食用びん 月2回	飲料用・食品用のびん	飲食用缶 月2回
		飲食用缶 月2回	飲料用・食品用の缶	有害・危険物 月1回
	有害類	有害・危険物 月1回	乾電池、蛍光管、水銀体温計、 スプレー缶類、ライターなど	古紙類（4種） 月2回
	古紙類	古紙類（4種） 月2回	①新聞 ②雑誌・雑紙 ③段ボール ④紙バック	枝葉・草 週1回
	枝葉・草	枝葉・草 週1回	枝葉、草	

■分別区分について

① プラスチック類

埋立量やコスト削減を図り、高品質なリサイクルを確保する観点から、「プラスチック製容器包装類」と「ペットボトル」を資源物として個別に収集・処理することとし、資源化対象外プラスチックは「燃やすごみ」として焼却処理し、熱回収を推進します。

② びん

収集工程におけるびん割れを防ぎ、埋立量を削減するとともに、リターナブルびんの回収拡大を図るため、「びん」を単独で「コンテナ収集」することとします。



図 22 コンテナ収集の例

③ 古紙類

自治会など地域が主体となった「集団回収」と行政が主体となった「行政収集」の特色を活かし、併用して古紙のリサイクルを進めます。また、奨励金の有無による不公平是正のため、行政収集についても地域に奨励金を交付することとします。

④ 枝葉・草

緑豊かな「田園型政令市」に向け、焼却ごみの削減と市民負担軽減の観点から、剪定枝や葉・草を資源物として回収し、ボイラー燃料や堆肥原料として活用します。

⑤ 巻広域の分別区分

巻広域においては、平成 14 年度から「鎧潟クリーンセンター」の竣工に併せ、「普通ごみ」として可燃ごみ、不燃ごみとペットボトル以外のプラスチック類を混合収集しています。清掃審議会では、当初、「特例を設けるべきではない」という意見が大勢を占めました。が、現状維持を望む地域からの強い要望を受け、3 年間の特例を設けるものとしたものです。

2 資源物の多様な排出機会の確保

資源物の受け皿をより多く確保するため、引き続き自治・町内会など地域団体による集団回収を促進するとともに、古紙やペットボトルなど、行政による拠点回収を継続していきます。

また、資源物の店頭回収については、「トレイ to トレイ」など、より高品質なリサイクルも可能なことから、回収店舗・品目の拡大を促進します。

3 家庭系ごみ有料化の実施

ごみの減量・リサイクルを推進するとともに、ごみ量に応じた費用負担の公平化を図るため、分別変更と同時に、以下の考え方に基づく有料化を実施します。

■有料化の意義

- ① **ごみ分別・リサイクルの促進による排出抑制**
ごみの分別適正化やリサイクルの促進により、最終的にごみとなる量を抑制します。
- ② **ごみの発生抑制・再使用の促進**
ごみ減量への経済的インセンティブが働き、ごみそのものを出さない生活様式への転換を促します。
- ③ **ごみ量に応じた費用負担の公平化**
費用や手間をかけて、ごみ減量に努力している人としていない人のごみ処理経費が税金で同様に賄われていることから、負担と受益の公平化を図ります。
- ④ **環境に対する市民の意識改革**
ごみ・環境問題について、市民一人ひとりが関心を持つ契機とします。
- ⑤ **事業系ごみの混入排除**
家庭系指定袋の排出しか認めないことにより、事業系ごみの混入を抑制し、事業者の自己処理責任の徹底を図ります。

■有料化の対象・手法

① 有料化の対象

有料化の対象は、「燃やすごみ」、「燃やさないごみ」、「粗大ごみ」とし、資源物については、分別徹底を促すため無料とします。

「燃やすごみ」、「燃やさないごみ」は単純従量制による有料指定袋により、また、「粗大ごみ」については有料シール制により有料化を行います。

対 象	手 法
1 燃やすごみ	有料指定袋（単純従量方式）
2 燃やさないごみ	
3 粗大ごみ	有料シール制（品目別に設定）

② 有料化の水準

○燃やすごみ・燃やさないごみ

有料指定袋で収集を行っている合併した地区では、30Lあたり30円で手数料が設定され、ごみの減量・リサイクルに高い効果を挙げていることから、1Lあたり1円で設定します。

有料指定袋（燃やすごみ，燃やさないごみ）				
区分	大（45L）	中（30L）	小（20L）	極小（10L）
手数料	45円	30円	20円	10円

○粗大ごみ

指定袋と自分で運んだ場合の料金バランスや不法投棄への懸念を考慮して、10kgあたり100円を基本として設定します。なお、具体的な品目ごとの手数料は、条例などで定めるものとしします。

有料シール制（粗大ごみ）				
区分	～10kg	10kg～ 20kg	20kg～ 30kg	30kg～
手数料	100円	200円	300円	500円

③ 手数料の減免

有料化の目的が「ごみ減量・リサイクルの推進」であり、この目的に馴染まないごみについては一定の配慮が必要なることから、以下のごみについては、手数料を減免します。

- ・災害ごみ
- ・ボランティア清掃ごみ
- ・育児・介護で使用する紙おむつ など

■手数料収入の用途

家庭系ごみの有料化により手数料収入が生じることにはなりますが、有料化の目的が「ごみ減量・リサイクルの推進」であることから、手数料収入から指定袋作成費や販売経費などを差し引いたものについては、資源循環型社会促進策、地球温暖化対策及び地域コミュニティ活動の振興なども含め、明確な形で市民に還元します。

地域コミュニティ協議会等に対する支援については、循環型社会形成を進めるためには日常的な取り組みの基盤となるコミュニティの育成が重要なことから、地域における循環型社会形成に対する取り組みを中心に、福祉活動なども含めた施策をともに創設していきます。

また、用途の決定にあたっては、市民代表を含めた検討会議を設置するなどして透明性を確保します。

4 制度定着に向けた取り組みの推進

分別変更・有料化の実施を円滑に実施するため、市民PRを行うとともに、丁寧できめ細かな説明会を開催します。

また、制度変更時には「駆け込み」排出が急増することが予想されるため、事前に適正な処理が行える体制を整えます。

■具体的な施策例

① 説明会関連

- ・自治・町内会別市民説明会
- ・大学・専門学校向け説明会
- ・不動産管理会社向け説明会
- ・事業者団体向け説明会

② 啓発物品関連

- ・お試し袋の全世帯配布
- ・分別マニュアルの全世帯配布
- ・ごみステーション用啓発看板・ポスター等の配布

③ 各種広報

- ・各種メディアによる広報（新聞・テレビ・ラジオ・市広報等）
- ・ポスターの掲示（スーパー・公共施設・自治会等）

3 事業系ごみの排出抑制と資源化の推進

事業系ごみについては、事業者のごみの減量・リサイクルの向上に向けた自発的な取り組みを促すとともに、資源物などの搬入規制を行い、最終的に焼却及び埋立処分されるごみを極力削減します。

また、事業者の自己処理責任に基づき、市による事業系ごみの収集を廃止するとともに、処理手数料については処理原価相当を徴収します。

■基本施策1 排出抑制・リサイクルの推進

■基本施策2 自己処理責任の強化

- □個別施策1 処理手数料の見直し
- □個別施策2 市による事業系ごみ収集の廃止

1 排出抑制・リサイクルの推進

事業者の自発的な取り組みを促すとともに、資源物や産業廃棄物の搬入規制を強化し、自己処理責任に基づく排出抑制・リサイクルを推進します。

■具体的な推進策

- ・ 排出抑制・リサイクルに向けたガイドラインなどの作成
- ・ 優良事業者表彰制度などの創設
- ・ 資源物などの搬入規制
- ・ 減量計画書などによる計画的な取り組みの促進
- ・ 市職員による立ち入り指導・相談
- ・ 排出事業者・収集運搬業者・リサイクル業者との連携強化

表 12 品目別の対応例

区 分		対 応
資 源	①古紙類	焼却場への搬入規制を全市展開
	②生ごみ	食品リサイクル法に基づく事業者の取り組みを促進
	③剪定枝木	民間資源化ルートへ誘導
	④ペットボトル	
	⑤プラスチック類	
	⑥びん	
	⑦缶	

2 自己処理責任の強化

(1) 処理手数料の見直し

事業系ごみの搬入手数料については、廃棄物処理法により事業者のごみは自己処理責任が原則であることから、ごみ処理原価を徴収することを原則とし、10kgあたり130円とします。

また、家庭系ごみの搬入手数料については、新津地区・白根広域・豊栄地区の現行の手数料設定が事業系の約半額程度であることや、家庭系の指定袋の負担水準とのバランスを考慮し事業系ごみの半額程度とします。

なお、新津地区・白根広域においては、有料指定袋による搬入を基本としていますが、袋による排出が馴染まないものも多いことから、単純従量制により手数料を徴収するものとします。

表 13 手数料の見直し

区分	料金
事業系	130 円/10kg
家庭系	60 円/10kg

(2) 市による事業系ごみ収集の廃止

新潟広域・豊栄地区で行っている市による事業系ごみの収集については、事業者の自己処理責任に基づき廃止し、ごみ処理業者による処理への移行を促進します。

4 違反ごみ対策と不法投棄対策の拡充

快適な生活環境を保持するため、ごみステーションにおける違反ごみや不法投棄などへの対策を強化します。

特に、分別変更や有料化などの制度変更時においてルール違反が予想されることから、パトロールの強化に加え、「クリーンにいがた推進員」制度を創設し、地域と一体となった取り組みを推進します。

また、「ぼい捨て等防止条例」の制定に向け、調整を行います。

■基本施策1 ごみステーションにおける違反ごみ対策

■基本施策2 不法投棄などへの対策

■基本施策3 ぼい捨て等防止条例の制定

1 ごみステーションにおける違反ごみ対策

分別方法や排出方法について、パンフレットなどを通じた広報・啓発活動を強化するとともに、「クリーンにいがた推進員」と連携した対策を推進します。

また、ごみステーションの設置などに対して支援し、ルールが守られる環境整備を推進するほか、繁華街など適正排出が困難な地域では地域に応じた対策を強化します。

■具体的な推進策

- ・パンフレットなどを通じた広報活動の強化
- ・自治会、不動産業者、大学・専門学校に対する啓発活動の強化
- ・「クリーンにいがた推進員」と連携した違反ごみ対策
- ・ごみステーションへの支援
- ・繁華街など適正排出困難地区における対策の強化

2 不法投棄などへの対策

不法投棄・不法焼却に対する監視・連絡体制を強化し、未然防止・早期対応に努めます。また、地域一斉清掃や自主的な美化活動の促進を通し、意識の向上を図ります。

■具体的な推進策

- ・パトロールの強化・監視カメラなどの設置
- ・不法投棄等通報協定の締結
- ・不法投棄等防止対策連絡会の設置
- ・地域一斉清掃などへの市民参加の推進
- ・自治会等による自主的な美化活動の促進

3 ぼい捨て等防止条例の制定

ぼい捨てなどの行為をなくすため、罰則付き条例の制定を検討します。

5 収集・処理体制の整備

10種13分別収集を的確に実施するため、環境負荷の軽減と経済性・効率性を考慮した収集・処理システムを構築します。

処理にあたっては、高品質な資源物の回収に努めるとともに、熱回収によるエネルギー活用も図り、最終処分量の削減を図ります。

また、最新のリサイクル技術の動向を勘案し、長期的な視点に立った施設整備を進めます。

■基本施策1 効率的な収集運搬体制の構築

■基本施策2 効率的な適正処理・処分の実施

■基本施策3 焼却施設の整備

■基本施策4 最終処分場の整備

■基本施策5 長期的な処理体制の検討

■基本施策6 災害時のごみ処理対策

1 効率的な収集運搬体制の構築

10種13分別収集を的確に行えるよう、効率的で安全な収集運搬体制を構築します。

また、経費削減を図るため、収集運搬業務委託の契約方法を見直します。

なお、収集工程における環境負荷を軽減するため、天然ガス車などでの収集を行います。

2 効率的な適正処理・処分の実施

処理・処分については、安全で適正な体制整備に努めるとともに、経済性・効率性を考慮した体制整備を推進します。

焼却施設においては、発電などのエネルギー回収を図るとともに、資源化の推進と最終処分場の延命化の観点から、熔融処理を推進します。

なお、資源化の推進については、民間処理業者の充実が重要なことから、育成を図ります。

3 焼却施設の整備

本市の基幹的な焼却施設である新田清掃センターの更新施設を整備します。
整備にあたっては、DBO方式（公設民営）により経費削減に努めるとともに、溶融やエネルギー回収機能を備えた資源循環型の施設を整備します。

■施設整備計画

- ・新焼却場整備事業（平成 20～23 年度 建設工事，平成 24 年度 稼動予定）

4 最終処分場の整備

新潟地区において、現有埋立処分地の埋立が完了する見通しであることから、その代替として、新たな最終処分場を整備します。

■施設整備計画

- ・新埋立処分地整備事業（平成 20～23 年度 建設工事，平成 23 年度 供用開始予定）

5 長期的な処理体制の検討

本市の廃棄物処理施設は合併した経緯から小規模施設が多いこと、また、合併建設計画においてもいくつかの整備計画が盛り込まれていることから、今後の施設整備にあたっては、環境負荷の軽減と経済性・効率性の観点から、施設の統廃合も含め、総合的な検討を行います。

■施設整備計画（合併建設計画）

- ・リサイクルプラザ建設事業（白根地区）
- ・最終処分場建設事業（新津・白根地区）

6 災害時のごみ処理対策

水害や震災など災害発生時のごみ処理を円滑に行うため、災害の発生に備えた事前の体制整備を進めます。

また、他自治体や関連組織などとの連携を強化し、総合的な処理体制の整備を進めます。